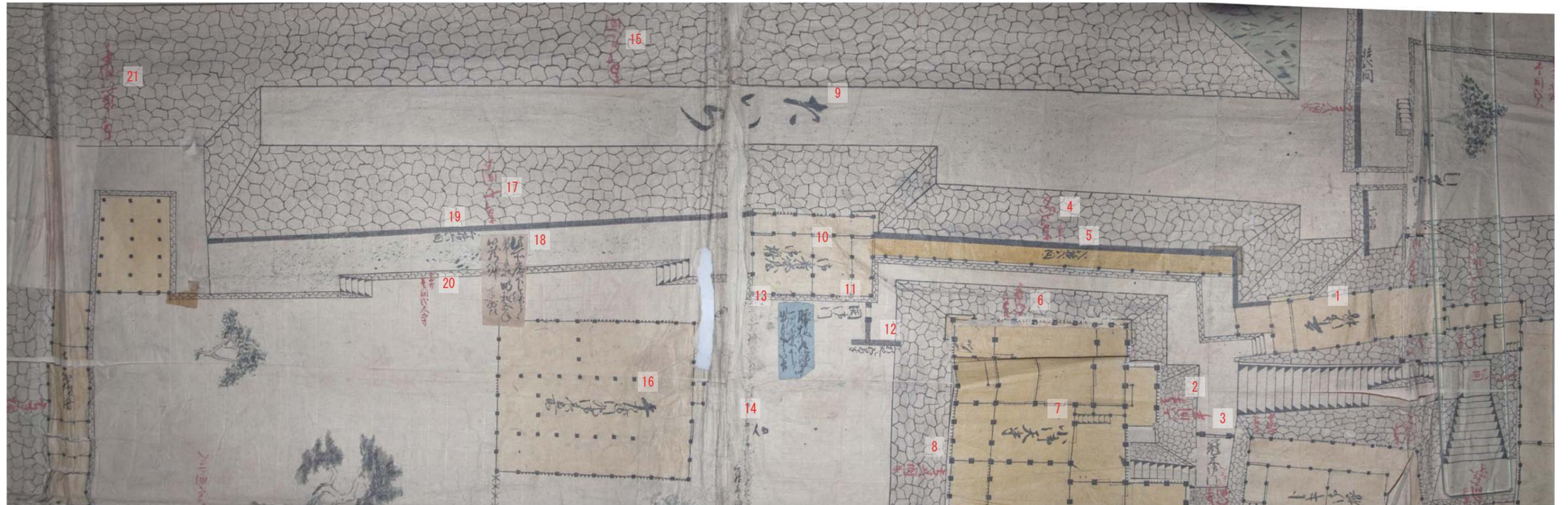


4) 明和絵図内記述の読解

『御城内御絵図』

熊本市教育委員会蔵

制作年代：明和6年（1769） 描写年代：明和6年（1769）



平左衛門丸堀部分拡大



源之進櫓部分拡大（「廊下堀」の記載アリ）

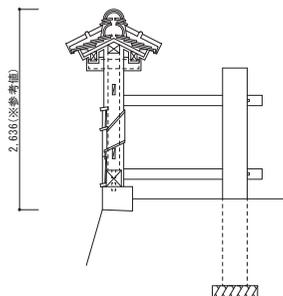
- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|----------|------|---------------------|-------|---------|------|----|--------------|-------|-----|--------|-----|-------|------|-------|------|-------|------|-------|-----|
| 21 | 20 | 19 | 18 | 17 | 16 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 高サ拾六間半 | 高サ七間二尺六寸 | 三拾六間 | 此所廊下堀二而五年有之候処二相成候籠堀 | 高サ七間半 | 平左衛門御台所 | 高サ九間 | 入口 | 腰板取除灰塗下ケ出来之筈 | 折廻五間半 | 開御門 | 御肴部屋御櫓 | たいら | 高サ六間半 | 小御天守 | 高サ五間半 | 式拾式間 | 高サ六間半 | 冠木御門 | 高サ六間半 | 平御櫓 |

整備案

① 宇土櫓－御肴部屋櫓間
復元想定断面図 S:1/50

方針) 従来復元の堀に倣い復元する。
(『明和絵図』内に「籠堀」と記載)

課題) ・熊本城跡復元年代設定との齟齬
③と同様、「廊下堀」であったものを、明和5年(1768)に「籠堀」に作り替えたことが記されている。



② 御肴部屋櫓
(平面表示の城内参考例を図示)

方針) 石垣修理を行い、城外側に囲い柵をし、平面表示。

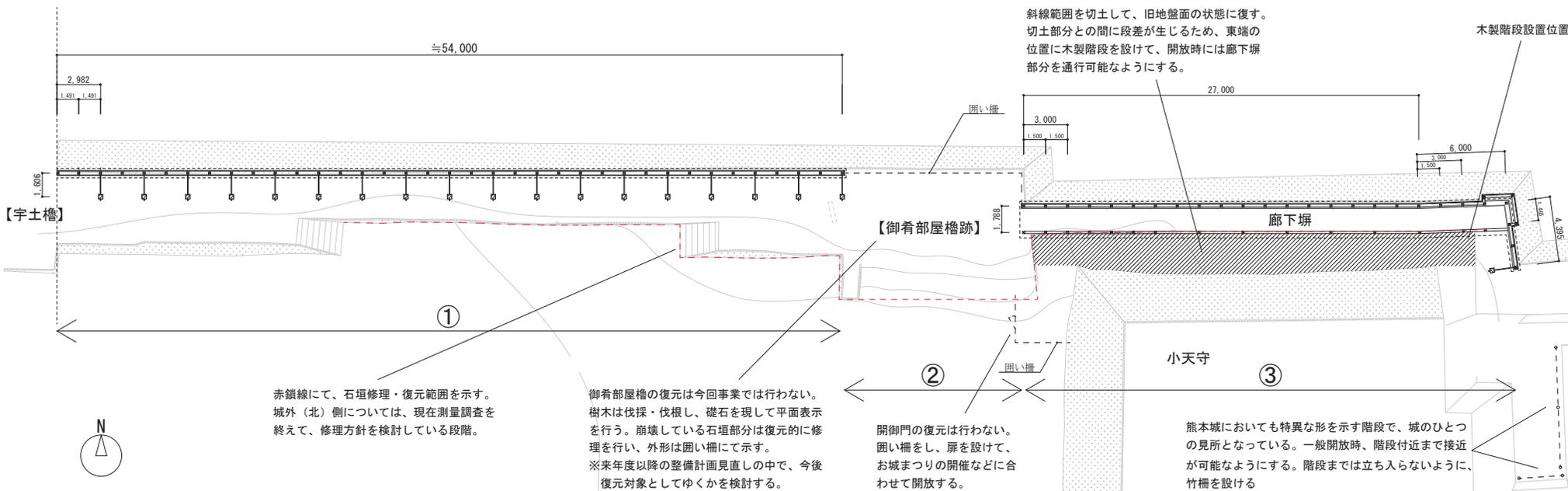
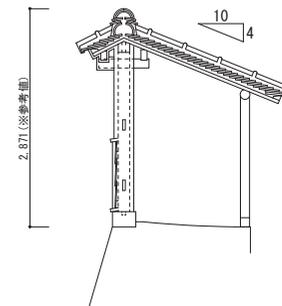
平面表示参考例
<熊本城内：御客方御櫓跡>
礎石を現し、壁部分については、木柵にて整備。
表示により、かつての櫓を説明している。



③ 御肴部屋櫓－平櫓間
復元想定断面図 S:1/50

方針) 「廊下堀」として復元。

課題) ・「廊下堀」の詳細
城内側の仕様に不明な箇所がある。



特別史跡 熊本城跡平左衛門丸塀復元整備事業
第2回史跡・建築部会資料

熊本市
平成24年12月

検討課題

1. 廊下塀の土台と床について

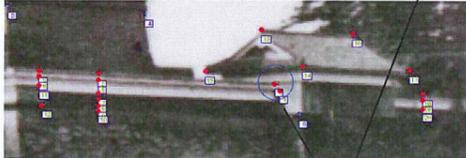
●古写真解析

- ・解析結果と想定される復元図案とを比較しながら、矩計や細部意匠・納まり等を考慮して復元図を作製。

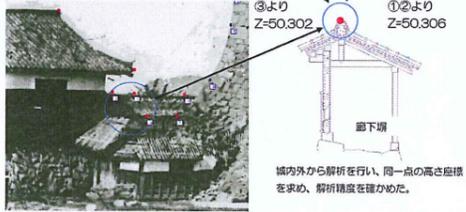
① 柳庵坂



② 坪井川

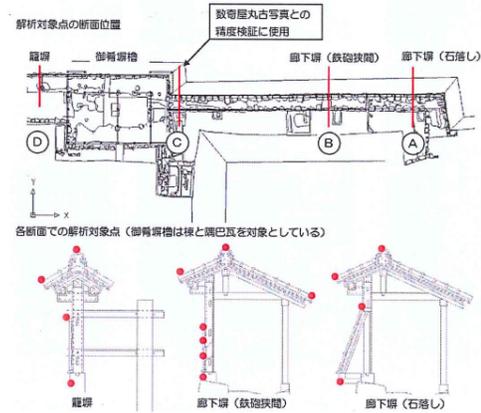


③ 数寄屋丸



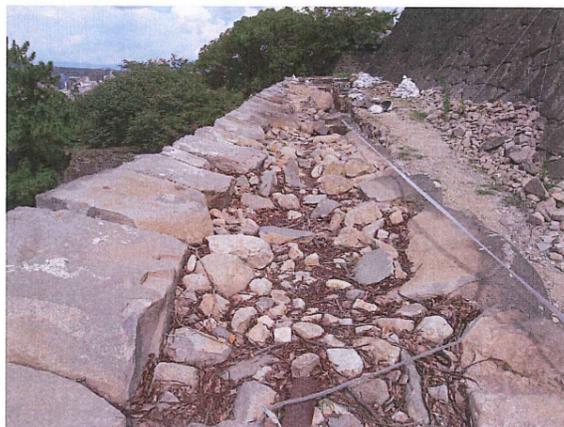
③より Z=50.302 ①②より Z=50.306

廊下塀
城内外から解析を行い、同一点の高さを求め、解析精度を確かめた。



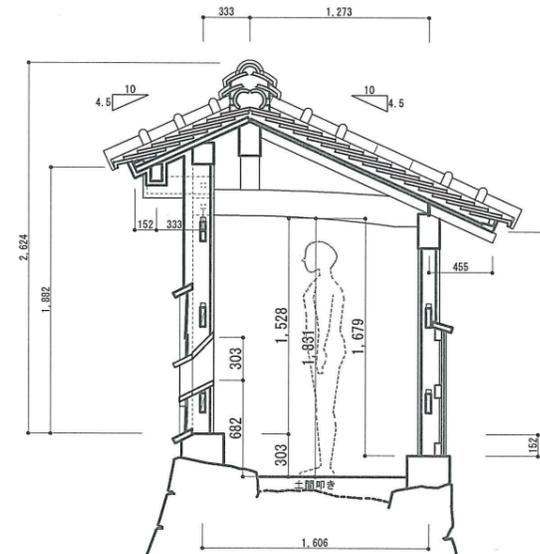
●現状石垣・遺構から分かること

- ・城内・外の天端石は、おおよそ15cmの高低差がある。
- ・現状の城内側の天端石は平滑ではないものが多いが、破損によって歪な形状になったもので城外側と同様の平滑な天端石であったと考えられる。
- ・天端石上端に土台のあたりや柱ほぞ穴は確認できないが、城内の類例から土台が載っていたと推察される。土台の材質は不明。
- ・後世の攪拌により当初の土間叩きが判別できるような遺構面の確認はできなかった。



●復元図

- ・古写真解析から判別した棟高さは、城外側天端石上端から約2.8mとなる。
- ・城内・外とも土台を据える。(幅1尺×成8寸(下端にカ付け)程度)
- ・城内・外の天端石に高低差があること、現状の遺構面の高さを考慮して、図の高さに土間叩きを想定。
- ・屋根形状、小屋組の納まり等を考慮すると、図のような小屋梁の高さになる。
- ・その他は、古写真や類例を基に細部を考察して作図。



廊下塀 復元断面図

●考察

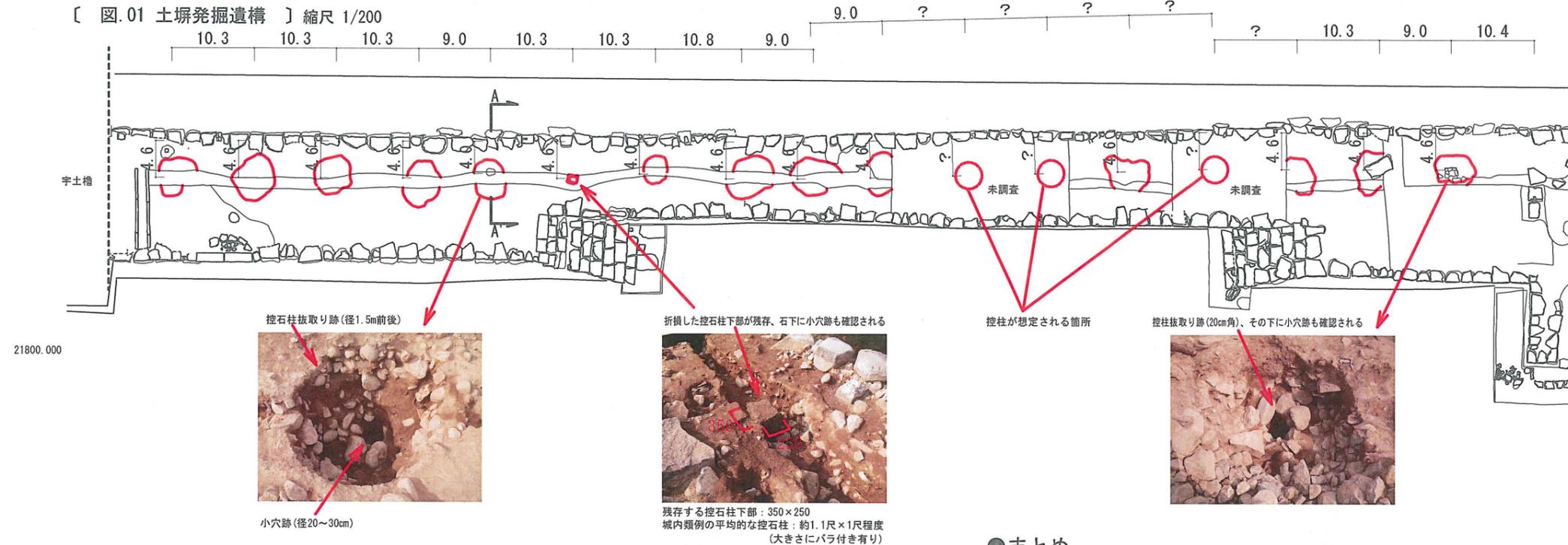
- ・床の有無について
現存する石垣・遺構、絵図等から判別することはできなかった。
古写真解析による数値、想定される各部の納まり等を考慮して復元図を作製すると、土間叩きから小屋梁までの高さは6尺程度になる。
内外の土台で高低差があることや、天端石の不陸等を考えると転ばして根太を置く、または土台に根太を掛けて床板を張ることは考えづらい。城外側の土台上に床を組む場合では、小屋梁まで5尺程の高さになってしまうため、廊下塀としての機能に支障があることや床から銃眼までの高さも低すぎると思われる。
以上のことから、廊下塀内部に床を張ることは想定しづらいこと、廊下“塀”という名称からも檜ではなく簡易な建物であった可能性があることなどから、内部は土間であったと考えられる。
- ・土台について
城内には廊下塀が現存していないため、土台の材質が石製か木製かの判別はできない。しかし、土塀には石土台が現存していることから、石製の土台であった可能性が高い。
廊下塀内部が土間であった場合、復元図に想定したような土台との高さ・納まりになるため、木製の土台では腐朽などが懸念されるため、石製の土台が適当と判断される。

●復元方針

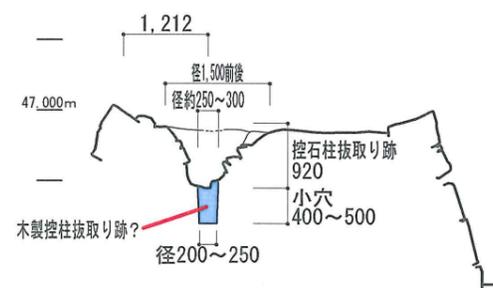
土台は石製とし、内部床は土間叩きとして設計を行う。

検討課題

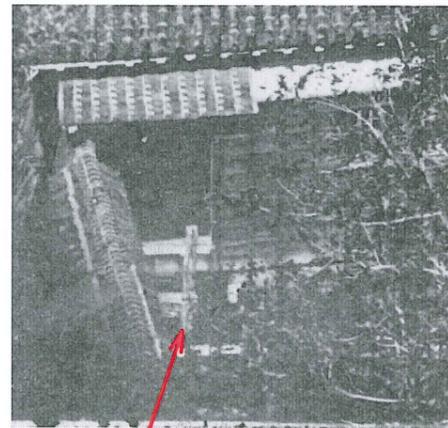
2. 土塀（籠塀）の控柱について



[図.02 控柱痕跡断面(A-A')] 縮尺 1/100



写真史料 NO.07 「宇土櫓より大小天守を望む」 富重写真館



古写真に写る控柱は、木製のもののように見える。角柱か？

●遺構調査結果（経過）

想定される控石柱の抜き取り痕跡17基のうち11基の調査を行った。控石柱の抜き取り痕跡は、平面形が直径1.5m前後の不整な楕円形を呈している。更に、調査したすべての抜き取り跡には、礫の内側に直径約30cmの円形に近い小穴のプランが認められた。小穴の深さは40~50cmで、基底面は直径20~25cmの楕円形を呈していた。

●まとめ

- 古写真には木製と思われる控柱が写っていることから、一部または全体が木製の控柱の時期があったと思われる。
- 遺構調査により控石柱の下部と抜き取り跡が土塀跡全体で検出されている。
- 抜き取り跡の下部に直径25~30cm程度の小穴跡がさらに検出されている。
- 小穴跡は木製と思われる控柱（8寸丸太程度？）の掘建穴と思われる。
- 御着部屋櫓際の控柱位置には、配石を有する約20cm角の抜き取り穴が検出され、さらに上記の小穴跡が確認されるが、控石柱の遺構は確認されていない。
- 小穴跡は控石柱の抜き取り跡よりも古い時期の遺構と考えられる。
- 小穴跡と廊下塀の関連性は確認できない。廊下塀の柱を掘建にしていたとは考えにくいことから、小穴跡は土塀（籠塀）に変更された際の遺構である可能性が高い。

●考察

以上のことから、土塀（籠塀）建設当初の控柱は木製であったと考えられる。検出された小穴跡は楕円形を呈していることから、丸太材を掘建にして周囲を根固めしていたと思われる。耐久性等を考慮すると、栗など耐久性の高いものを丸太のまま使用したものと推察される。その後、木製控柱の腐朽等から石製控柱に取り替わったものと考えられる。ただし、御着部屋櫓際の控柱には、石製控柱を据え付けた際の遺構が検出されず、古写真に写る木製の控柱の据付穴が小穴跡の上に残ることから、建物当初から撤去時まで木製控柱と考えられる。

幕末・明治初期の控柱は、御着部屋櫓際の一本のみが木製で、その他はすべて石製であったと考えられる。

さらに、西南戦争以後の城内建物の撤去時に、折損した控石柱下部の一部を残して、全ての控柱を抜き取り、埋め戻し整地したと思われる。

●復元方針

幕末・明治初期の控柱は、御着部屋櫓際の一本のみが木製で、その他はすべて石製であったと考えられることから、御着部屋櫓際の一本のみを木製、その他はすべて石製で復元することが適当と思われる。

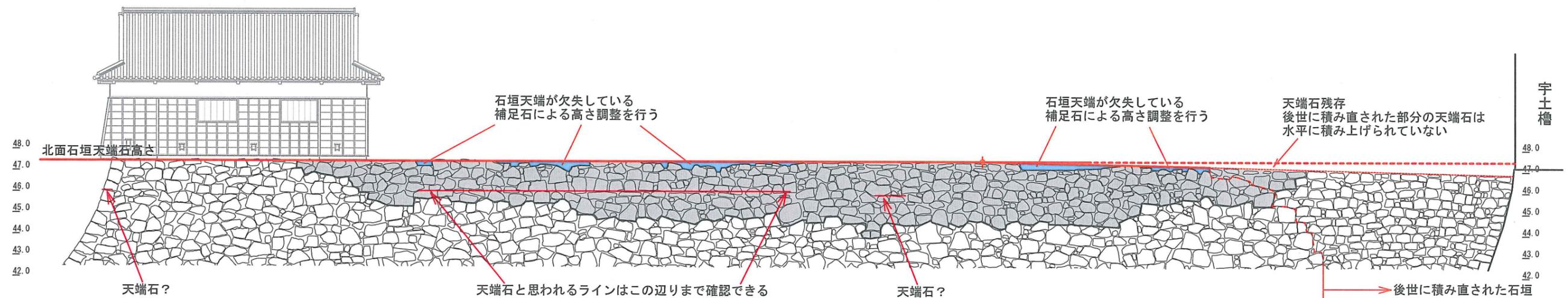
検討課題

3. 石垣天端位置について

石垣P面測量図 S : 1/200

(平左衛門丸、御肴部屋櫓跡—宇土櫓間石垣北側)

■ … 石垣解体範囲



● P面石垣天端について

- ・ P面石垣は上記の測量図のとおり。
- ・ 石垣の46.0mラインに天端石が確認でき、櫓台のほぼ中央に礎石と礎石抜き取り跡が検出されている。
- ・ 廊下塀の遺構は検出されていない。
- ・ 宇土櫓寄りの石垣は、後世に積み直されていると判断される。積み直されている範囲の石垣は、宇土櫓に向けて低くなるように積み上げられているが、この範囲には天端石が残存していることから、積み直された当初から低くしていたものと考えられる。
- ・ 積み直された部分以外の御肴部屋櫓・土塀（籠塀）の天端石全体は、ほぼ水平に天端石を据えていたと考えられる。

● 考察

廊下塀から土塀（籠塀）に建て替えられた際に、土塀（籠塀）は当初全体を木製控柱（掘建）で建設されているものと考えられる。
 また宇土櫓寄りの斜めに積み直された可能性のある石垣天端にも、控石柱及び木製控柱（掘建）と思われる抜き取り跡が見られるため、石垣積み直しは土塀（籠塀）建設以前のものであると推察できる。
 その後、木製控柱の破損等により、御肴部屋櫓際の一本は新しい木製控柱に、その他は石製控柱に取り替えたものと考えられる。
 現状の石垣は、明治期に御肴部屋櫓・廊下塀・土塀（籠塀）の建物全体が撤去され、また昭和35年にコンクリートブロック造（コンクリート土台）により再建された際にも天端石が調整されたものと考えられる。

● 積み直し方針

- ・ 石垣全体としては、宇土櫓寄りの積み直された箇所から天端がへの字に折れるようになるが、石垣の変遷を考察した場合、への字のまま積み直すことが適当と思われる。
- ・ 石垣天端は御肴部屋櫓周辺の天端石に合わせた高さにし、欠失した天端は補足して天端を揃える。
- ・ 宇土櫓寄りの石垣は、積み直された当初から天端を斜めに据え付けいることから、斜めのまま積み直す。
- ・ 石垣の積み直しについては、石垣の変遷を踏まえ、積み直す箇所ごとの形式・技法に倣って修理を行うことが適当と思われる。